



号外第23号 令和7年7月3日発行

目次

【選挙管理委員会告示】

| 番号 | 表題 | 担当課名 |
|----|---|------|
| 56 | 地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の50分の1の数を告示する件 | |
| 57 | 地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件 | |
| 58 | 地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件 | |
| 59 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件 | |

【徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示】

| 番号 | 表題 | 担当課名 |
|----|--|------|
| 9 | 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を告示する件 | |

徳島県選挙管理委員会告示第五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和七年七月三日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一一、九九〇人

徳島県選挙管理委員会告示第五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和七年七月三日

徳島県選挙管理委員会委員長

岩

丸

正

史

一六六、五七七人

徳島県選挙管理委員会告示第五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和七年七月三日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 正 史

| 選挙区名 | 数 |
|--------|---------|
| 徳島 | 六九、七八七人 |
| 鳴門 | 一五、四三六人 |
| 小松島・勝浦 | 一一、八五六人 |
| 阿南 | 一九、三八九人 |
| 吉野川 | 一〇、八四六人 |
| 阿波 | 九、八三九人 |
| 美馬 | 九、七五一人 |
| 三好第一 | 六、五四九人 |
| 名西 | 八、二七八人 |
| 那賀 | 二、一〇三人 |
| 海部 | 五、一四六人 |
| 板野 | 二七、〇七八人 |
| 三好第二 | 三、七六五人 |

徳島県選挙管理委員会告示第五十九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和七年七月三日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 正 史

一六六、五七七人

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第9号

令和7年7月20日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和7年7月3日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長

田中 庄司

選挙運動に関する支出金額の制限額

38,948,700円